調達要求番号：6NMM1AO0047

<table>
<tr><td colspan="3">陸上自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td colspan="2">物　品　番　号</td><td>仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>８－３９</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　名　等</td><td>防 省 大 臣 承 認</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">王城寺原演習場避雷針設置役務</td><td>作　成　年　月　日</td><td>令和８年９月２５日</td></tr>
<tr><td>変　更　年　月　日</td><td>令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>作 成 部 隊 等 名</td><td>大和駐屯地業務隊</td></tr>
</table>

1　適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊大和駐屯地が実施する「王城寺原演習場避雷針設置役務」について適用する。

2　役務場所

宮城県加美郡色麻町王城寺　陸上自衛隊王城寺原演習場：別図参照

3　役務概要

王城寺原演習場内に避雷針を３カ所設置し、官側に引渡す。

設置場所の詳細については、平坦な場所とし、設置に支障となる樹木等の枝払い程度を見込むものとする。細部は監督官の指示によるものとする。

4　一般事項

(1)　本役務は本仕様書及び図面に準拠し実施するものとする。また本仕様書に定めのない事項については、監督官と調整しその指示に従うものとする。

(2)　使用する器材等については、すべて請負者において準備する。

(3)　請負業者等の演習場の出入り及び行動範囲については、監督官の指示に従い、それ以外の区域に立ち入ってはならない。

(4)　使用する作業車については、事前に報告をし、必要な手続きを行うこと。

(5)　請負業者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理にあたらせ、作業の監督及び火災・盗難等の災害防止に注意させる。

(6)　本役務に伴い、自衛隊に汚損及び損傷を与えた場合には、速やかに監督官に報告し、請負者の負担において原状に復旧する。

(7)　記録写真はカラーとし、完了後Ａ４工事写真帳に整頓し速やかに提出する。内容は各工程及び監督官の指示するものとする。

5　特記事項

(1)　設置する避雷針は、別図「標準図」を基準とし、細部については現地を確認後、承認図を提出し、承認を受けるほか、材料についてはすべて新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用するものとする。

(2)　避雷針設置にあたっては、現地を確認し、施工方法等の確認をすること。

(3)　設置作業にあたり、周辺の構造物及び配線配管等に損傷を及ぼさないよう留意すること。

(4)　本作業及び高所作業車等の利用については関係法令の順守及び安全管理を徹底し行うものとする。

6　法令の遵守

本役務内容は、関係法令に従い実施するものとする。

7　事故防止

請負者は、各種事故防止について万全の対策を講じ、役務実施の際、十分留意すること。
また、万一事故が発生した場合の処置及び損害補償については全て請負者の負担とし、場内施設に損傷等を与えた場合は、関係者に報告し速やかに復旧すること。

8　疑　義

疑義を生じた場合には全て協議する。

9　立入に関する事項

場内入門については事前に調整し、官側の指示に従うこと。また、実施関係地区以外への立入り及び写真撮影は禁止する。

10　品質管理

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

11　提出書類

(1)　役務着手届
(2)　現場代理人等指名通知書
(3)　下請者設置等通知書
(4)　工程表
(5)　役務日報
(6)　材料検査簿
(7)　役務打合せ簿
(8)　作業報告書（様式随意）
(9)　役務完了届
(10)　写真（作業前・中・後及び指示する箇所）
(11)　その他監督官の指示する書類
(12)　納品書（３部）